

1505 特恵原産地証明書の提出を省略可能な物品（HS4 桁）一覧

第 04.10 項、第 06.04 項、第 07.06 項、第 07.09 項◎、第 08.01 項、
第 08.02 項◎、第 08.03 項、第 08.04 項◎、第 08.07 項◎、第 09.01 項、
第 09.02 項◎、第 09.04 項、第 09.07 項、第 09.08 項、第 09.09 項、
第 09.10 項◎、第 12.11 項◎、第 13.02 項、第 14.04 項、第 15.05 項、
第 15.16 項、第 15.17 項※、第 15.18 項、第 15.20 項、第 22.01 項、
第 22.03 項、第 25.09 項、第 25.13 項、第 25.20 項、第 25.23 項、
第 27.01 項、第 27.04 項、第 27.07 項、第 27.12 項、第 27.13 項、
第 28.01 項、第 28.03 項、第 28.06 項、第 28.07 項、第 28.08 項、
第 28.09 項、第 28.11 項、第 28.12 項、第 28.13 項、第 28.14 項、
第 28.16 項、第 28.17 項、第 28.18 項、第 28.19 項、第 28.20 項、
第 28.21 項、第 28.23 項、第 28.24 項、第 28.26 項、第 28.28 項、
第 28.29 項、第 28.30 項、第 28.31 項、第 28.32 項、第 28.34 項、
第 28.35 項、第 28.37 項、第 28.39 項、第 28.41 項、第 28.42 項、
第 28.47 項、第 28.50 項、第 28.52 項※、第 28.53 項、第 29.01 項、
第 29.03 項、第 29.04 項、第 29.07 項、第 29.08 項、第 29.09 項、
第 29.10 項、第 29.11 項、第 29.12 項、第 29.13 項、第 29.14 項、
第 29.15 項、第 29.16 項、第 29.19 項、第 29.20 項、第 29.21 項、
第 29.23 項、第 29.24 項、第 29.25 項、第 29.27 項、第 29.28 項、
第 29.29 項、第 29.30 項、第 29.35 項、第 29.38 項、第 29.42 項、
第 32.01 項、第 32.02 項、第 32.04 項、第 32.07 項、第 32.09 項、
第 32.11 項、第 32.12 項、第 32.15 項、第 33.03 項、第 33.04 項、
第 33.05 項、第 33.06 項、第 33.07 項、第 34.03 項、第 34.04 項、
第 34.05 項、第 34.06 項、第 35.01 項、第 35.04 項、第 35.06 項、
第 35.07 項、第 36.01 項、第 36.02 項、第 36.03 項、第 36.05 項、
第 37.03 項、第 37.07 項、第 38.02 項、第 38.05 項、第 38.21 項、
第 38.23 項、第 39.05 項、第 39.07 項、第 39.08 項、第 39.09 項、
第 39.10 項、第 39.12 項、第 39.13 項、第 39.15 項、第 39.22 項、
第 39.23 項、第 39.24 項、第 39.25 項、第 39.26 項、第 40.03 項、
第 40.05 項、第 40.06 項、第 40.07 項、第 40.08 項、第 40.09 項、
第 40.10 項、第 40.16 項、第 43.01 項、第 43.04 項、第 48.02 項、
第 48.03 項、第 48.04 項、第 48.05 項、第 48.06 項、第 48.07 項、
第 48.08 項、第 48.09 項、第 48.10 項、第 48.11 項、第 48.16 項、
第 48.17 項、第 48.18 項、第 48.19 項、第 48.20 項、第 48.21 項、
第 48.22 項、第 48.23 項、第 63.09 項、第 65.01 項、第 65.02 項、
第 65.05 項※、第 65.06 項、第 65.07 項、第 66.02 項、第 67.01 項、
第 68.04 項、第 68.05 項、第 68.11 項、第 68.12 項、第 68.13 項、
第 69.02 項、第 69.03 項、第 69.05 項、第 69.07 項、第 69.11 項、

第 69.12 項、第 69.13 項、第 71.14 項、第 79.07 項※、第 80.01 項、
第 80.07 項※、第 82.11 項、第 82.13 項、第 82.14 項、第 82.15 項、
第 83.01 項、第 83.02 項、第 83.04 項、第 83.06 項、第 83.08 項、
第 83.09 項、第 83.11 項、第 94.05 項、第 94.06 項、第 95.04 項、
第 95.05 項、第 95.06 項、第 95.07 項、第 96.02 項、第 96.04 項、
第 96.07 項、第 96.13 項、第 96.15 項、第 96.16 項
(計 214 品目)

項番号に※のついたものは以下の物品のみを指定する。

第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の 1 の (1)、第 1517.90 号の 2 の (1)
に掲げる物品

第 28.52 項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物
以外の物品

第 65.05 項のうち、フェルト製の帽子以外の物品

第 79.07 項のうち、第 7907.00 号の 2 に掲げる物品

第 80.07 項のうち、第 8007.00 号の 4 に掲げる物品

項番号に◎のついた項のうち、特別特惠受益国を原産地とする以下に掲げる
輸入統計品目番号の物品については、特惠原産地証明書の提出を要するものと
する。

0709.30-000	0709.51-000	0709.59-020	0709.59-090	0709.60-010
0709.60-090	0709.99-100	0709.92-000	0709.93-000	0709.99-200
0802.31-000	0802.32-000	0802.41-000	0802.42-000	0802.70-000
0802.90-900	0804.30-010	0807.11-000	0807.19-000	0902.10-000
0902.20-200	0902.30-090	0902.40-220	0910.11-100	0910.12-100
1211.40-000	1211.90-600			

次の場合は、上記品目であっても原産地証明書の提出が必要です。

1. 関税暫定措置法施行令第 26 条第 2 項及び第 30 条第 1 項の適用を受ける
場合 (自国関与品)
2. 関税暫定措置法施行令第 26 条第 3 項及び第 30 条第 3 項の適用を受ける
場合 (累積加工品)
3. 原産国から第三国を経由して輸入する場合 (関税暫定措置法施行令第 31
条第 3 項に規定する書類の提出がある場合を除く。)